様式第七号（第十条の二関係）

転写無効

許可番号　０４１０３０３０４６０

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　東京都江戸川区東葛西三丁目１７番４１号
氏　　名　三洋商事株式会社
　　代表取締役　河原林　令典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義　佐賀県知事印

許可の年月日	令和　８年（２０２６年）６月２０日
許可の有効年月日	令和１３年（２０３１年）６月１９日

転写無効

１．事業の範囲
　収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
　産業廃棄物の種類
　　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず及びがれき類
　　以上８種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　なし

３．許可の条件
　なし

４．許可の更新又は変更の状況
　令和８年６月２０日　更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無
　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
　無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴えを提起することができます。

転写無効